

(例規 83)

陸幕施第 189 号  
昭和 57 年 7 月 26 日

改正 平成 13 年 3 月 27 日陸幕法第 38 号 平成 18 年 7 月 26 日陸幕法第 127 号  
平成 19 年 1 月 9 日陸幕法第 1 号 令和 3 年 3 月 19 日陸幕施第 69 号

各方面総監  
中央業務支援隊長 殿  
自衛隊中央病院長

陸上幕僚長  
(公印省略)

ガスの安全管理について (通達)

標記について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和 42 年法律第 149 号) 等のガス関係法令が改正され、ガス事故防止のための規制が強化されたことに伴い、駐屯地等におけるガス使用に関しては、下記により安全管理の強化を図り事故防止に万全を期されたい。

記

## 1 ガス設備の安全強化

### (1) ガス漏れ警報器の設置

液化石油ガスを使用する次のア又はイに該当する施設には、ガス漏れ警報器をそれぞれに示す設置経費等及び需給統制区分により昭和 59 年 6 月末までに設置すること。

また、液化石油ガス (都市ガスを含む。) を使用するその他の施設についても、ガス漏れ警報器の設置に努めること。

ア 隊舎及び 1,000 平方メートル以上の事務室

(ア) 設置経費 使用器具に対応する経費 (既示達予算)

(イ) 需給統制区分 部隊等統制品目

イ 1 棟 3 戸以上の公務員宿舍

設置経費 被貸与者負担

(2) 構造強化のガス栓の設置

液化石油ガス販売事業者等の行うガス漏えい検査等の結果、不適合又は老朽が著しいと判断された場合は、過流出安全弁付きガス栓又は金属管等とねじ接合が可能なガス栓に更新すること。更新する場合の経費は次による。

ア 消費設備が国有財産の場合

各所修繕（既示達予算）。ただし、国家公務員宿舎は被貸与者負担

イ 消費設備が備品の場合

備品を取得した予算科目に対応する経費（既示達予算）

(3) 委託売店及び隊員クラブのガス設備

委託売店及び隊員クラブのガス設備に対するガス漏れ警報器及び構造強化のガス栓の設置については、防衛省共済組合の計画による。

2 ガス安全管理態勢の確立

駐屯地司令、中央病院長及び地方協力本部長は、ガス安全管理者を、ガスを使用する駐屯地所在の部隊等の長は、ガス取締責任者を指定し、ガス安全管理者及びガス取締責任者（以下「ガス安全管理者等」という。）の業務（別紙）を実施させるものとする。

## ガス安全管理者等の業務

名称	業務内容
ガス安全管理者	駐屯地等全般のガスの安全管理
	1 ガス漏えい検査並びに安全点検の計画及び実施に関すること。 この場合、液化石油ガス販売事業者等が実施するガス漏えい検査及び消費機器調査（付図）との節調とその活用に努める。
	2 ガス設備等の維持管理及びガス使用に対する監督指導及び必要な統制
ガス取締責任者	使用部隊等のガスの安全管理
	1 ガス器具及びガス設備の安全点検（チェックリスト等による日点検及び使用時点検）の実施の確認
	2 ガス器具の使用等ガス使用者に対する監督指導
3 液化石油ガス販売事業者等が実施する点検及び調査時の立会い及び設備等の状況把握	
備考	1 この表を基準として、駐屯地等の特性に応じ業務内容を変更することができる。
	2 ガス安全管理者の行う業務を補助させるため、補助者を設けることができる。

液化石油ガス販売事業者等が実施するガス漏えい検査及び消費機器調査

